

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	二四
告示	自動車税の収納の事務を委託した件	二四
	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二四
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	二四
	県営土地改良事業計画を定めた件二件	二四
	公金の収納の事務を委託した件	二四
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	二四
公告	道路の区域を変更する件二件	二四
	随意契約の相手方を決定した件	二四

規 則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十四号

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「〇・七五パーセント」を「〇・六五パーセント」に改める。

別表3の項中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する法令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する法令」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告 示

福島県告示第三百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番二号
- 収納の事務を委託する期間
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

（税務課）

福島県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四月二十八日から同年八月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトヨーカ堂 平店 福島県いわき市平六丁目六番地二

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 亀井 淳

東京都千代田区二番町八番地八

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 戸井 和久

東京都千代田区二番町八番地八

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十六年五月十五日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十七年四月十三日

五 届出をした者

真砂不動産株式会社

株式会社イトーヨーカ堂

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年四月二十八日

一 農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
農事組合法人 入方ファーム	白河市田島薮田二〇	白河市舟田百目木四六一一ほか三筆	
阿部 達也	耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町字新村中二三一ほか	

遠藤 俊夫	〇三郷字下太子堂三八	十二筆
若宮字名家甲一〇五八	耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町大字若宮字原中西七三二二ほか十筆
佐藤 公章	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字島田一九三二	耶麻郡猪苗代町大字磐里字島田八一ほか一筆
佐藤 幸助	郡山市富久山町福原 字町田一〇〇一四	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲南一四八一ほか三筆
佐藤 三十四	耶麻郡猪苗代町大字 中小松字小平瀧四三	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平瀧九七ほか十四筆
菅沼 敏高	耶麻郡猪苗代町大字 西館字中屋敷二〇二	耶麻郡猪苗代町大字中小松字戻り橋一二
武田 哲也	耶麻郡猪苗代町大字 三郷字下太子堂三三四一三	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮一九四ほか二十六筆
二瓶 芳雄	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲南一四六ほか十九筆
長谷川 富夫	耶麻郡猪苗代町字町 島田一六〇三	耶麻郡猪苗代町大字磐里字磐崎一一六ほか三筆
三浦 哲雄	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字行津二〇六五	耶麻郡猪苗代町大字磐根字江ノ上二八七ほか十三筆
渡部 政人	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲一二三	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲南一九六一ほか三筆
佐藤 孝一	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六三五	耶麻郡猪苗代町大字堅田字入江三ほか二筆
佐藤 重則	耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町大字堅田字中丸四

佐藤 康博	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六二二	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字中丸三一 一 ほか一筆
佐藤 芳光	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江六一〇	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字牛沼新一 二 ほか四筆
戸田 義巳	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一〇	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字牛沼新一 〇 ほか九筆
戸野部 彰	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九〇七	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字宮後六
戸野部 武俊	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江八九八	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字宮後九
古川 角次	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一二	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江欠前七 四五―二ほか六筆
古川 よう子	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字入江九一一	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字南館七九
佐藤 庄吉	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下九	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字前浜八九 ほか八筆
有有限会社 津農援隊	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下一二	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字新山田五 ほか九十七筆
土屋 吉右衛 門	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下六	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字新薬師堂二 二ほか二筆
土屋 勇雄	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下二五	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字諏訪前一 一 ほか十六筆
白岩 利則	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字壺下四九―七 七	耶麻郡猪苗代町大字 壺楊字新田中五 ほか三筆

杉原 辰徳	耶麻郡西会津町尾野 本字中町丙七四〇― 一	耶麻郡西会津町登世島字小島南二八 ほか十二筆
福地 邦男	河沼郡湯川村大字桜 町字中町甲一三〇五	河沼郡湯川村大字桜町字八日町八五
高木 和彦	河沼郡湯川村大字湊 字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字湊字東向六八一― ほか十七筆
寺島 幸夫	相馬市坪田字下高松 五五	相馬市坪田字高松前九四ほか二筆
佐藤 紀男	相馬市岩子字坂脇六 二	相馬市岩子字南福田六一― 一ほか一筆

二 認可年月日

平成二十七年四月二十八日

(農業担い手課)

福島県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、鹿島地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(ため池整備工事))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年四月三十日から
同 年五月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
柳津町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、槻ノ木地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため

土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年四月三十日から
同 年五月十九日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、
公金の収納の事務を平成二十七年四月一日次のとおり委託した。
平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四二番地
会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三二二八番地八

西会津町森林組合

耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇番地

会津若松地方森林組合

会津若松市城前三番三号

下郷町森林組合

南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六番地

南会津森林組合

同 郡南会津町針生字下宮三三八番地

只見町森林組合

同 郡只見町大字只見字町下二五九一番地三〇

相馬地方森林組合

南相馬市原町区錦町一丁目三四番地

飯舘村森林組合

相馬郡飯舘村草野字本町八三番地

双葉地方森林組合

一 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字市ノ沢九五番地

いわき市森林組合

いわき市平字正内町一〇七番地三

福島県木材協同組合連合会

福島市中町五番一八号

福島県郡山地区木材製材協同組合

郡山市田村町金沢字大六一四九番地一〇

東白製材協同組合

東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地一

福島県勿来地区木材製材協同組合

いわき市勿来町窪田道作三三番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(林業振興課)

福島県告示第三百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
宇津味友衛 小林伊惣八 小林安次郎 小林喬信 小林東衛 渡部禎介 宇津味清輝 宇津味晴左衛門 小林一衛 宇津味清太 小林三郎 小林吉寿 宇津味晴記
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十七年福島県告示第百五十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	いわき市市田人町貝泊字 大柴四三番地先から 同 市田人町貝泊字 中ノ沢国有林三八一林 班た小班地先まで	変更前	A 一三三・五 一〇〇・四	二二七・〇
	いわき市市田人町貝泊字 大柴四三番地先から 同 市田人町貝泊字 中ノ沢国有林三八一林 班た小班地先まで	変更後	A 一三三・五 一〇〇・四	二二七・〇
	いわき市市田人町貝泊字 大柴四三番地先から 同 市田人町貝泊字 中ノ沢国有林三八一林 班た小班地先まで	B 二七・一		一一三・〇

字風越外二国有林三八 一林班か四小班地先か ら 同 市田人町荷路夫 字風越外二国有林三八 四林班い三小班地先ま で	四一・一
---	------

（道路計画課）

福島県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで	変更前	A 八・六 六八・〇	一一、七五七・ 三
	いわき市市泉町下川字境 ノ町一六番二地先から 同 市山田町道端一 番一〇地先まで	変更後	A 八・六 六八・〇	一一、七五七・ 三
	いわき市市江畑町堀ノ内 六五番一地先から 同 市江畑町平前三 番三地先まで	B 一八・二 七九・二		五九九・〇

（道路計画課）

公
告

公告第96号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年4月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
51,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

（土木総務課）